

みずほオートリース通信

2025年 7月号

「訪問特定整備制度」が2025年6月30日から施行されました

「訪問特定整備制度」とは？

新制度である「訪問特定整備制度」が、2025年6月30日からスタートしました。

これまで認証を受けた整備工場で行き行えなかった「特定整備＊」が、一定のルールのもとで、自動車ユーザーの自宅や事業所などで受けられるようになり、工場に車を持ち込む手間が省けるなど利便性の向上が期待されます。

＊「特定整備」とはエンジンやブレーキなどを取り外して行う「分解整備」など、安全上重要な整備のことを言います。

「訪問特定整備」は2種類あります

1. 訪問特定整備(フルパッケージ)

「訪問特定整備」は全ての特定整備が対象となります。但し条件として、整備を行う場所が「**認証工場の設備要件を満たす場所であること**」が必要です。例えば、ある運送会社が自社で認証工場と同等の設備を有しているが、人手不足で整備士を社員として確保できないという場合、外部の整備事業者へ整備士の派遣を委託し、自社設備で整備を行うことが可能になりました。

2. 限定訪問特定整備

「限定訪問特定整備」は、名称の通り特定整備の範囲が限定されます。その作業範囲は、①ブレーキパッドの交換、②発電機交換、③スターターモーターの交換、④大型特殊自動車のステアリングホースの交換です。作業範囲が限定される為、作業場所の条件は1と違い、「**認証工場の設備要件は満たさないが、安全・品質を確保できる場所**」となっていますので、自社や自宅の敷地内で安全に整備を行うスペースが確保できれば、整備を受けることが可能になりました。

例えば、会社の駐車場で車のエンジンがかからなくなり自走不能となった時、今まではレッカー車を手配し工場まで搬送する必要がありましたが、今後は整備士に出張を依頼し、故障原因が上記作業範囲内であれば修理を受けることが可能になりました。

①訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たす**場所

例：運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

認証工場の設備要件を**満たさないが安全・品質を確保できる**場所

例：ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、**以下に限る**

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



「訪問特定整備」の主なルール（詳細は国土交通省のホームページをご確認ください）

「訪問特定整備」、「限定訪問特定整備」には各種ルールがあります。

- ◆ 「訪問特定整備（フルパッケージ）」は特定整備を伴う法定点検整備（12ヶ月点検など）は可能ですが、車検及び車検に伴う整備を行うことはできません。
- ◆ 「限定訪問特定整備」は法定点検整備（12ヶ月点検など）と車検及び車検に伴う整備を行うことはできません。
- ◆ 訪問可能な範囲は、同一の都道府県内又は自動車によりおおむね1時間以内です。
- ◆ 訪問特定整備の責任は、派遣元の自動車整備事業者（認証工場）が負います。
- ◆ 派遣元の自動車整備事業者は、事前に訪問する整備士のリストをメールで管轄の陸運支局へ届け出なければなりません。また、料金については内訳（整備費、旅費等）も含め自ら管理するウェブサイトにも明示する必要があります。

画像、出典：国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000033.html より一部引用、当社で作成

現在、弊社では「限定訪問特定整備」について、オプションとしてお客様がご利用できるよう検討をしております。詳細は営業担当者までお問い合わせください。

保管場所標章（標章シール）が廃止になりました**保管場所標章（標章シール）とは？**

保管場所標章は違法駐車問題に対応するため、1991年に制度化されました。当時は道路を車庫代わりに利用する「青空駐車」が社会問題となっており、警察は車庫法を改正して車に標章を貼り付けることを義務付け、保管場所がある車か否かを一目で判断できるようにするのが目的でした。

**廃止になった理由は？**

警察のシステム整備が進んだことで、ナンバープレートから即座に所有者や保管場所情報を確認できるようになったことが廃止の理由のひとつのようです。社会状況の変化や技術の進歩により、2025年4月1日をもって、保管場所標章はその役割を終えることとなりました。

ちなみに、保管場所標章は1枚500円の発行手数料が所有者負担となっていましたので、この金銭的負担もなくなります。

尚、廃止になったのは「保管場所標章」の貼付け義務のみですので、「車庫証明書」等、車の保管場所に関する手続きは今まで通り存続します。

画像、出典：「くるまのニュース」車庫証明シール廃止！保管場所標章なぜ無くなった？ <https://kuruma-news.jp/post/893252> より一部引用、当社で作成